# 平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

# 目 次

招集针	告示		1
숮	期		1
応招詞	義員・不応打	3議員⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	2
191	月20日 ()	]) ○議事日程	3
1 4)	120Д ()	○出席議員・欠席議員····································	
		○説明のための出席者····································	
		○事務局職員出席者····································	
		○開会及び開議の宣告	
		○議長のあいさつ	
		○ 管理者のあいさつ	
		○ 議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		<ul><li>○日程第1、会議録署名議員の指名 ····································</li></ul>	
		○日程第3、諸報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		〇日程について	7
		○日程第4、専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水道	
		組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び	
		副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例関係)(議案第9号)	7
		○日程第5、専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水道	
		組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例関係)(議案第10	
		号)	7
		○日程第6、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について(議案	
		第11号)	7
		○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新	
		工事委託に関する基本協定の変更協定の締結について(議案第12号)	7
		○日程第8、平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第	
		1号)を定める件(議案第13号)	7
		○日程第9、一般質問	5
		○議長のあいさつ	0
		○管理者のあいさつ	0
		○閉会の宣告 · · · · · · 2	1

## ○招集告示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第24号

平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年11月19日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊利 仁

記

- 1 期 日 平成22年12月20日
- 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

#### ○会 期

平成22年12月20日 1日間

## ○応招・不応招議員

## 応招議員(12名)

1番	藤	原	建	志	議員	2番	齊	藤	芳	久	議員
3番	石	井		寛	議員	4番	加	藤	則	夫	議員
5番	山	中	基	充	議員	6番	宮	﨑	雅	之	議員
7番	宮	﨑	弘	子	議員	8番	吉	岡	茂	樹	議員
9番	大 曽	根	英	明	議員	10番	髙	野	宜	子	議員
11番	滑	III	光	彌	議員	12番	神	田	久	純	議員

不応招議員(なし)

## 平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成22年12月20日(月曜日)

○議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告
  - (1)現金出納検査の結果について(監査報告第4号)
  - (2)平成22年度定期監査の結果について(監査報告第5号)
  - (3)議事説明者について
- 日程第 4 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を 改正する条例関係)
- 日程第 5 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例関係)
- 日程第 6 議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の変更協定の締結について
- 日程第 8 議案第13号 平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める 件
- 日程第 9 一般質問

## 午前10時00開会

## 出席議員(12名)

	1番	藤	原	建	志	議員	2番	齊	藤	芳	久	議員
	3番	石	井		寛	議員	4番	加	藤	則	夫	議員
	5番	山	中	基	充	議員	6番	宮	﨑	雅	之	議員
	7番	宮	﨑	弘	子	議員	8番	吉	岡	茂	樹	議員
	9番	大 曽	根	英	明	議員	10番	髙	野	宜	子	議員
1	1番	滑	JII	光	彌	議員	12番	神	田	久	純	議員

## 欠席議員(なし)

#### 説明のための出席者

管 理 者	伊	利		仁	副管理者	藤	縄	善	朗
監査委員	村	田	悦	朗	会計管理者	山	﨑	静	男
事務局長	金	子	久	夫	事務局次長	新	井	邦	男
事 務 局 参 与 兼 務 課 長	杉	田	泰	明	事務局参事	内	田	好	久
総務課長	新	井	正	美	企画調整課 長	森	田	進	_
建設課長	吉	田	文	夫	維持管理課長	矢	作	芳	和
維持管理課主 席 主 幹	千	葉	峰	男					

## 事務局職員出席者

書	記	宇津 木	優	明	書	記	菊	地	征	_
書	記	岡 本	差	徳						

#### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○加藤則夫議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

 $\Diamond$ 

#### ◎議長のあいさつ

○加藤則夫議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、年末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展の ため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認のほか、重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただいて、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ご あいさつとさせていただきます。

 $\Diamond$ 

#### ◎管理者のあいさつ

- ○加藤則夫議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。 伊利管理者。
- ○**伊利 仁管理者** 議員の皆様、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、ごあいさつ を申し上げます。

本日ここに、平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、歳末押し迫り、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、当初予定しておりました築造工事について、 国の補助金制度等の変更により、予定よりおくれておりましたが、ここで順次発注する運びとなりました。 今後におきましても、厳しい社会経済情勢ではございますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及 促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の承認を求めることについてのほか4件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

よろしくお願い申し上げます。

#### ◎議事日程の報告

○加藤則夫議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

----- <> -

#### ◎会議録署名議員の指名

○加藤則夫議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

12番 神田久純議員

1番 藤原建志議員

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○加藤則夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

#### ◎諸報告

○加藤則夫議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成22年8月分から10月分に係る現金出納検査の結果についての報告及び平成22年度定期監査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

 $\Diamond$ 

#### ◎日程について

○加藤則夫議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、議案第13号 平成22年度 坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



#### ◎議案第9号~議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○加藤則夫議長 日程第4、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、議案第13号 平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件までを一括議題といたしま す。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**伊利 仁管理者** ただいま議題となっております議案第9号から議案第13号までの5件につきまして順次 提案の理由を申し上げます。

まず、議案第9号及び議案第10号の専決処分の承認を求めることについてでありますが、現下の厳しい社会経済情勢と諸般の事情を勘案し、議会の議員及び管理者等の期末手当及び人事院勧告を尊重し、国及び埼玉県に準じ、職員の給料等について、緊急に関係する条例を改正する必要が生じたため、平成22年11月29日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会においてその承認をお願いするものであります。

次に、議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてでありますが、蓮田市及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、同組合の規約を変更することについて関係自治体の協議が必要なことから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の変更協定の締結についてでありますが、受託先である日本下水道事業団が執行した工事について、当初協定金額との差額が生じたため、基本協定の変更を行いたく、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第13号 平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件であり

ますが、歳入歳出それぞれ5,099万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億4,200万3,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、議員、管理者及び職員の給与等の条例改正並びに人事異動に伴う所要額と 既定予算額との調整を行うこととしたほか、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、納付額に不足が生 じたため、所要の費用を追加するとともに、北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託の変更協定に伴 う費用を減額することといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○加藤則夫議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○加藤則夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。 次に、日程第5、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。 8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 8番、吉岡です。ただいま議題となっております議案第10号 専決処分の承認を 求める件について質疑をいたします。

職員の給与に関して人事院勧告がマイナスの勧告をしたというふうなことで、これは平成20年度から続いて3回にわたってマイナスの勧告がなされているというふうに私は思います。それで、人事院勧告そのものは、公務員には労働基本権を与えられていない、その代償措置としてあるものであります。そういうことから、いわゆるマイナスの勧告をするというのは、非常に問題があるのではないかというふうに思いますが、今回の勧告で当組合の職員に対する影響額、これはどのようになるのか、1点お伺いをしておきます。

- ○加藤則夫議長 新井総務課長、答弁。
- ○新井正美総務課長 お答えいたします。

今回の改定につきましては、国及び埼玉県の給与改定に準じまして、月例給では40歳以上を0.1%のマイナス、期末・勤勉手当につきましては0.2カ月の減の改正でございます。影響額につきましては、組合全体では給料で7万円、期末・勤勉手当としまして347万円、合計354万円の減額となります。

以上でございます。

○加藤則夫議長 よろしいですか。

8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 再質疑をいたします。

1点、ことしの8月10日に人事院の総裁が談話を発表しています。この内容は、月例給については、今回初めての措置として、民間との給与差が拡大している傾向にある50歳代後半層の俸給及び俸給の特別調整額を1.5%減じ、支給することとしている。あわせて、俸給表の引き下げ改定を行うこととした。こういう談話を発表しているわけですけれども、先ほどの答弁で、いわゆる40歳以上と、そういうことでの答弁がありましたけれども、先ほどの人事院総裁との談話との関係での理解だというふうなことでよろしいのかどうか、1点お伺いしておきます。

- ○加藤則夫議長 新井総務課長、答弁。
- ○新井正美総務課長 給料の額としましては、職員43名おりまして、そのうち40代につきましては31人が該当しまして、平均の給料月額としましては525円の減額となります。こちらにつきましても、人事院勧告のとおり実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○加藤則夫議長 よろしいですか。

8番、吉岡茂樹議員。

- ○8番(吉岡茂樹議員) 内容はわかりましたけれども、私が再質疑した人事院総裁の談話との関係でどう なのかというふうなことでお聞きしているわけですけれども、どうなのですか。
- ○加藤則夫議長 新井総務課長、答弁。
- ○新井正美総務課長 お答えいたします。

人事院勧告どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○加藤則夫議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本件に反対の者の討論を求めます。

8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 8番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第10号 専決処分の承認を求めることについて、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について反対討論を行います。

昨年に引き続き、人事院は公務員給与の減額を勧告しました。平成20年から3年連続のマイナス勧告であります。当下水道組合は、坂戸市に準じて今回の人事院勧告を受け入れ、専決処分したということであります。言うまでもなく、人事院勧告は、公務員には労働基本権が与えられていないことで、労働基本権制約の代償措置としてつくられた制度です。つまり、民間の労働組合では団結権、団体交渉権、争議権などにより、みずからの生活と権利を守るための、いわば基本的人権が保障されています。ところが、公務員は、その基本的人権すら失っているわけです。これは日本独特の異常な状態と言わなければなりません。

ところで、民間の労働組合が持つ労働基本権の代償措置ということであれば、その勧告は、例えば給与であれば、公務員の生活を守るため減額するなどあってはならないことと考えます。しかも、公務員は、この勧告には全く反論し、争議する権利すら与えられていないわけであります。それほど人事院は異常な勧告を続けているわけです。しかも、公務員給与は、全国の労働者の賃金ベースの基礎になっている。その影響ははかり知れません。私はここに、日本の政治経済の深刻な事態があると思います。長引く経済危機の主たる原因は、富の再配分が行われていない。勤勉な日本人が生み出した富はどこに行っているのか。今不況をしり目に一部の大企業の内部留保は240兆円と言われています。つまり、この内部留保されたお金が環流していない。利益が労働者に還元され、購買力が促進される。そして、再生産を生む。この循環が資本主義経済の原則ではないかと考えます。この原則が一方的に壊され、民間労働者の賃金が抑制され、低く抑えられた賃金に合わせて国が公務員給与も引き下げる。まさに負の循環が政治の力で進められていると言っても過言ではありません。今、中小企業の経営は深刻です。大卒の就職率は60%にも満たないという異常な事態が進んでいます。日本は、どこに進むのか。その根本が問われているのではないでしょうか。

先ほどの質疑で、今回の人勧の影響額が示されましたが、これは大変な減額であります。子供の教育への負担が増している年齢層でもあります。ほかの生活費を切り詰めても教育費は切り詰めることはできません。私は、今こそ国が公務員の給与水準を確保しつつ、民間の賃金を引き上げ、雇用を促進するという強力な政治的な力を発揮すべきだと考えます。この視点から、今回も減額の人事院勧告は受け入れるべきではないことを強く申し述べ、反対討論とします。

- ○加藤則夫議長 次に、本件に賛成の者の討論を求めます。 2番、齊藤芳久議員。
- ○2番(齊藤芳久議員) 2番、齊藤芳久です。議案第10号 専決処分の承認を求めることについて、本案 に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の専決処分に関しましては、人事院勧告において、経済、雇用情勢の中、官民格差の是正等、さまざまな角度から真剣、慎重なる検討を重ね、勧告を行っていると理解しているところであります。本坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員においても、現状社会同様な改定が必要と考えるところであります。国家公務員においても、勧告どおり改定が実施され、今回の下水道組合の措置は、従来より人事院勧告を尊重する立場をとっていることであり、通常の措置と考えます。本組合における取り組みは、十分な配慮と社会情勢を見きわめた結果であると理解し、私の本案に関する賛成の討論といたします。

以上です。

○加藤則夫議長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 これをもって討論を終結いたします。 これより議案第10号を起立により採決いたします。 本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○加藤則夫議長 起立多数であります。

よって、議案第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に 関する基本協定の変更協定の締結についてに対する質疑に入ります。

8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 8番、吉岡です。ただいま議題となっております議案第12号について質疑を行います。

これは、いわゆる脱水機の関係でありますけれども、当初協定金額が3億1,000万、そして変更協定金額が2億5,958万円というふうなことです。かなり金額が大きいわけですけれども、日本下水道事業団に委託をしたとの協定金額の関係です。これは日本下水道事業団の入札結果は、どういうふうな結果になっているのか、お伺いします。

- ○加藤則夫議長 矢作維持管理課長、答弁。
- ○矢作芳和維持管理課長 お答え申し上げます。

まず最初に、協定金額の内訳についてご説明させていただきます。当初の協定につきましては、平成20年度に基本設計を行いまして、工事費2億9,357万円、また日本下水道事業団事務費1,643万円を含めまして総額3億1,000万円の協定を締結しております。その後、詳細設計を行いまして、一部附帯工事が不要となりまして、工事費につきましては2億6,271万円となっております。その後、日本下水道事業団におきまして、機械設備及び電気設備、それぞれ一般競争入札が執行されております。

まず、機械設備工事の関係ですが、予定価格 1 億5,884万4,000円、落札額が 1 億4,280万円、落札率につきましては89.9%となっております。

続きまして、電気設備工事でございますが、予定価格1億386万6,000円、落札額が9,975万円、落札率 につきましては96.04%となっております。

以上でございます。

○加藤則夫議長 よろしいですか。

8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 再質疑をします。

ただいま入札の結果が答弁されましたけれども、もう一点、入札に参加をした業者の数、これもあわせ て報告をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、現在この脱水機については、納入されて設置も完了しているというふうになるわけですけれども、私も先日見てまいりました。それで、今現在どういうふうな状況になっているのか。当初予定をしていたこの脱水機を設置したことによるメリット、それがどういうふうな状況にあるのか、お伺いします。

- ○加藤則夫議長 矢作維持管理課長、答弁。
- ○**矢作芳和維持管理課長** 入札関係でございますが、電気設備工事につきましては、1社でございます。また、機械設備工事につきましては、2社が参加されております。

あと、脱水機の関係でございますが、脱水機の耐用年数は15年ということで言われております。今回更新しました脱水機は、昭和57年に設置しております。20年以上経過しておりますので、寿命期に達しているということで1号機につきまして更新したものでございます。残りました1台の脱水機につきましては、今のところまだ使用可能ということで、今後も定期的な整備、補修を継続することで延命を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤則夫議長 よろしいですか。

8番、吉岡茂樹議員。

○8番(吉岡茂樹議員) 入札参加を2社ということで、非常に少ないなというふうに感じましたけれども、これは一般競争入札でやったのか、それとも2社というのは、非常に特殊な装置ですから、こういう装置を扱っている企業が少ないために2社というふうなことなのか、その辺について1点お伺いをしておきます。

それから、新しくなった脱水機の関係ですけれども、耐用年数との関係から新しい脱水機に変更したというふうなことは理解をします。ただ、そのことによって、従来の脱水機と比較をしてどういうふうに性能が変わってきたのか。実際にもう試運転をされているというふうに理解をしていますけれども、その試運転の中で、以前の脱水機と比較して、確かに性能がこういうふうに違っているというふうな状況がわかれば、ひとつお示しいただきたいというふうに思います。

それから、もう一台古い脱水機があるというふうなことですけれども、今後のこの古い脱水機についての考え方、それはどういうふうにお考えになっているのか、これは関連ですけれども、お伺いをしておきます。

- ○加藤則夫議長 矢作維持管理課長。
- ○矢作芳和維持管理課長 お答えします。

最初の入札参加社数の少ないということですが、まず回転加圧式の脱水機のメーカーは、カナダのパテントをとっているため、国内での生産は1社か2社程度というふうに言われております。ただし、取り扱いしているものが7社、国内ではございます。

その前に、下水道事業団で執行しておりますのは、一般競争入札でございます。次に、試運転のための

メリットですけれども、まだ試運転の段階ですので、まだはっきりとは言えませんが、メーカー資料でございますが、新しい脱水機のほうは低回転のため、電力量、補修費などが低減されております。今まで使っておりました遠心脱水機と比べて約25%の諸経費が減額されると言われております。

続きまして、古い脱水機の関係でございますが、最悪停止してしまった場合ですけれども、平成18年度に北坂戸水処理センターから石井水処理センターへ汚水を送水しますバイパス管を布設しております。これらを利用しまして、補修期間の間は能力不足の汚水分を石井水処理センターで処理することが可能となっております。これらを利用して今後の補修等を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○加藤則夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○加藤則夫議長 次に、日程第8、議案第13号 平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第 1号)を定める件に対する質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番(山中基充議員) 5番、山中基充です。議案第13号 平成22年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計 補正予算(第1号)について質疑を行わせていただきます。

今回の主立った補正の内容というのは、先ほどの審議をされました北坂戸水処理場の脱水機の、いわゆる入札等による減に伴うものと、あと人事院勧告に伴いまして人件費の減と。それに、さらには消費税の減ということだと理解しているのですけれども、この消費税に関しまして、この補正予算書を見ますと、当初は約800万の減額を見込んでいた、要は払い戻しがあるというのを見込んでいたところが、さらに支出をしなくてはいけないと。当初は1,300万の雑入として戻ってくることを還付金を見込んでいたのが、結局は875万3,000円のさらに支出をしなくてはいけないというふうになっておりますけれども、この中身についてお伺いをさせていただきます。

- ○加藤則夫議長 新井総務課長。
- ○新井正美総務課長 消費税の関係でございますが、消費税及び地方消費税の確定申告につきましては、前年度の決算、平成22年度の場合につきましては、平成21年度の決算に基づきまして、収入において預かった消費税、主に使用料から支出において支払った消費税、主に委託料、工事費等を差し引いた額を申告することとなってございます。今回の補正で、当初は1,300万を見込んでいたものにつきましては、確定に

伴います申告額が当初見込んでいた額より多かったために還付を見込んでございました。その辺の差がご ざいましての違いでございます。

以上でございます。

- ○加藤則夫議長 5番、山中基充議員。
- ○5番(山中基充議員) 5番、山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

私は鶴ヶ島の市会議員で、この坂戸、鶴ヶ島に関しては坂戸の市議会議員さんと一緒に一部事務組合を行わせていただいて、普通の一般会計ですと、消費税という感覚が余りないわけです。こういった企業会計といいますか、企業団であるからこそ消費税の還付があったりとか、また還付等もこういう消費税絡みの取引というのですか、あるのだと思うのですけれども、そうなりますと恐らくはこの坂戸、鶴ヶ島下水道組合で工事等をして、そのときに支払った金額には消費税が含まれていると。また、当然使用料、手数料をいただいて、その中にも消費税を含ませていて、その差額が還付金ということであって、これがなぜそもそも戻ってくるだろうということで、要は工事のほうを多分いっぱいするので、使用料で預かっている分よりは支払う、戻ってくるだろうというのが、結局は、実際には足りないということであれば、工事等を、使ったほうのお金が当初の見込みよりも少なかったということでありまして、その点に関してもう少し詳しくお示しをいただきたいと思います。

- ○加藤則夫議長 新井総務課長。
- ○新井正美総務課長 お答えいたします。

当初といたしましては、事業を見込んでいた額としまして、消費税分を、工事費としまして2億2,683万1,000円ほどを見ておりましたが、実質の消費税の関係でいきますと1億8,660万ということで、その差が約4億円ほどございまして、還付とならず納付となった状況でございます。

以上でございます。

- ○加藤則夫議長 5番、山中基充議員。
- ○5番(山中基充議員) 全員協議会の際にもお示しいただきましたけれども、今回民主党政権になって、今まで国庫補助金という形が交付金という形になったりいたしまして、国の制度、またここへ来ての厳しい財政状況の中でも、なかなか具体的な補正予算を組まずに、どちらかというと内部的な権力闘争ばかりやっているという中で、そういった事業費等もおくれてきて、補正予算もおくれてくれば、この坂戸、鶴ヶ島下水道組合で行うべき事業も、来ても年度ぎりぎりに来て、翌年度に繰り越しということで、当初予定されていたような工事が行われていないという混乱の一部がここに色濃く出ているのかなというふうにも、そういうふうに判断をしておりますけれども、こういった中でもありますけれども、当初予算の見込みがこれだけずれるというだけの大きな影響があるということをご指摘をさせていただいて、またいろいると大変な中でも対処をきちんとやっていただくことをお願いして、これは要望にとどめて、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。
- ○加藤則夫議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○加藤則夫議長 これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 [「なし」の声]

○加藤則夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

 $\Diamond$ 

#### ◎一般質問

○加藤則夫議長 日程第9、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

5番、山中基充議員。

○5番(山中基充議員) 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本定 例議会におきます私の一般質問を行わせていただきます。質問は3項目でございます。

まず1番、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、甲府市浄化センター、沼津戸田浄化センターの視察から学んだことと題して質問をさせていただきます。山梨県甲府市と静岡県沼津市へ、甲府市浄化センター、沼津市戸田浄化センターの視察に伺いました。甲府市浄化センターにおいては、昭和48年供用開始の施設を維持管理しながら使われていました。また、汚泥のコンポスト化に関しては、好評であるものの、経費の関係で今年度で終了ということでした。戸田浄化センターでは、平成20年にできた分離膜(膜分離活性汚泥法)を使った最新の施設を視察し、1,440枚もの設置された膜により、下水をろ過し、透明度が抜群で大腸菌もこしてしまうようなすぐれた施設でした。そこで、お伺いをいたします。

- (1)、昭和48年から継続しつつ活用できる事例を学んだわけですが、老朽化が懸念される北坂戸の処理施設のある当組合の施設の維持管理について、どのような点が参考になったでしょうか。
- (2)、汚泥のコンポスト化について、環境に優しいイメージはありますが、経費または近隣へのにおいなどの問題があります。組合としての導入の考えについてお伺いをいたします。
- (3)、膜分離活性汚泥法について、膜がどれだけもつかが大きな課題のようですが、今後の導入など、当組合としての考えについてお伺いいたします。

続いて、大きな2番目として、下水道計画の現状と見通しについてお伺いをいたします。西坂戸への工事の進捗等、現計画の推移について心配される向きもあるようです。現状を伺うとともに、特に鶴ヶ島市に関して暫定逆線引き地域の市街化への再編入や農業大学校の跡地の利用などが見込まれておりますが、今後の計画の見通しについてお伺いをいたします。

続いて、大きな3番目として、下水道料金の改定の影響についてお伺いいたします。下水道組合として 平成9年6月以来、13年ぶりに料金の改定が行われました。平成22年5月から下水道使用料値上げの影響 と現状についてお伺いをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

- ○加藤則夫議長 金子事務局長、答弁。
- ○金子久夫事務局長 それでは、山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

まず初めの、ことし7月に行われました研修で参考になった点についての関係でございます。今回議員さんとともに研修をさせていただきましたが、最初の研修先の甲府市浄化センターは、当組合の北坂戸水処理センターと同じく稼働より約37年が経過し、老朽化が進んでおりました。そのため処理設備全体に更新時期を迎えているわけで、甲府市の苦労が同じであると感じた次第でございます。特に組合と同様に、汚泥脱水機の更新をしており、更新した脱水機を見させていただいたわけでございますが、最新鋭の高効率型のスクリュープレスということでございました。当組合もことし更新を行い、先ほどの契約の変更もございましたが、新しい機械設備にさせていただきましたが、組合の脱水機はロータリープレス設備でございます。いずれも時代に合わせた省電力型の省エネルギータイプの設備となってございます。今後の老朽化した設備の更新につきましては、どこの処理場も同じ方向であると感じた次第でございます。また、これらの老朽化した設備等を更新するのに国庫補助金で行っていくわけでございますが、全国に約2,000カ所の下水処理場があるわけでございます。国の財政も厳しい中、更新を行おうとしても国の補助金をもらえないこともあり得ますので、組合として各施設設備の定期点検整備、それ等を適正かつ計画的に行い、水処理、汚泥処理に支障のないように運転管理する必要があると感じたわけでございます。

次に、汚泥のコンポスト化についての関係でございますが、毎日発生いたします下水汚泥を有効利用するために、汚泥を好気性細菌により分解し、堆肥化させたものをコンポストと呼んでおります。下水汚泥コンポストは、有機物に富み、肥料成分の窒素や燐を含んでいることから、植物にとり有効な肥料となってございます。全国の下水汚泥の処分の動向を見てみますと、コンポスト化については、平成19年度資料によりますと、全汚泥発生量の約1割程度となってございます。近年では、当組合で行っているセメントの原料としての利用が進んでいるようでございます。当組合のコンポスト化導入の考えについてでございますが、当組合では昭和52年から55年の間に、北坂戸水処理センターで日本下水道事業団の要請により実験プラントをつくり、現在のコンポスト化の指標となる基準づくりの協力を行いました。そして、日本で最初の堆肥化プラント建設に向けて昭和53年ごろに計画を立案いたしましたが、当時北坂戸が敷地が狭く、設備用地に余裕がなく、また近隣住民への環境問題としての臭気対策が必要であり、あわせて生産した肥料の供給ルートの問題もあり、断念せざるを得なかった経緯がございます。埼玉県内では、所沢市と東松山市がプラントを建設いたしましたが、お話を聞きますと、やはり供給先について苦労しているとのお話を聞いております。現段階では、コンポスト施設を建設することは考えておりません。

次に、見学した沼津市の戸田浄化センターの膜分離活性汚泥法についての関係でございますが、下水処理方法の歴史的変遷を見てみますと、大正11年に我が国最初の処理場である東京の三河島処理場が運転開始され、そのときの処理方法は、散水ろ床法という石や砂を詰めた層に下水を注いで処理する方法でありました。その後、昭和5年より、これは名古屋市で微生物による処理の活性汚泥法が始まり、その後水質規制の強化に伴い、技術革新が行われ、現在では活性汚泥法の変法として窒素、燐の除去を同時に行う好気嫌気法などが主流となってきたわけでございます。膜分離活性汚泥法につきましては、今までもし尿処理施設や有機系工場排水のような水量が少ない場所で用いられていた技術でございまして、水量が大きく、流入変動がある下水道には不向きとされております。しかしながら、分離膜及び附帯する設備の技術革新

により、下水道でも採用できる技術となったわけでございます。

膜分離活性汚泥法につきましては、全国で平成20年度末において10カ所程度の比較的小規模な処理場で 導入されております。処理能力といたしましては、1日の処理能力が100立方メートルから400立方メート ルの実績があるようでございます。また、現在大阪府の堺市三宝下水処理場に、1日当たり処理能力6万 立方メートルの既存の標準活性汚泥法施設を膜分離活性汚泥法へ改造する工事を行っております。平成 23年10月には完成する予定とのことでございます。日本で最初の中規模処理場への適用でありますので、 当組合といたしましても、処理施設の増設や再構築が今後控えていることもありますので、注視していき たいと考えております。いずれにいたしましても、膜分離活性法につきましては、今後さらに技術革新が 進むものと考えておりますので、研究開発の推進及び他団体の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、坂戸市西坂戸における工事の進捗状況等についてお答え申し上げます。ご存じのとおり、西坂戸地区57.6へクタールにつきましては、平成20年度から平成25年度までの事業期間をもって事業実施の許可をいただいた区域でございます。西坂戸地区につきましては、既に下水管が布設されておりますので、下水管の新設をすることなしに、中央幹線施工と並行して既設管を補修し、中央幹線が到達いたしますと同時に公共下水道を利用することができる計画となってございます。しかしながら、中央幹線の残延長約4.3キロメートルとかなり長距離でございます。なおかつ東武鉄道及び高麗川の下を横断しなければならない等の厳しい条件がございます。また、今年度施工を1年先送りした経緯もございますので、22年度の予算説明時にもご説明させていただきましたが、平成25年度までの接続につきましては、非常に厳しい状況であり、今後構成市と十分協議を行い、最大限の努力をさせていただき、進めてまいりたいと考えております。

続いて、鶴ヶ島市の暫定逆線引き地域及び農業大学校の今後の計画の見通しについてでございますが、 暫定逆線引きにつきましては、平成22年3月5日付で市街化区域へ再編入されたところでございます。当 該地区につきましては、既に現在の事業認可区域に一部入っており、残る地域につきましては、次期事業 認可拡大時に構成市と協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

次に、農業大学校跡地利用についてでございますが、埼玉県において、今年度戦略的環境アセスメントを実施し、その結果を踏まえて圏央道インターチェンジ周辺整備と連動した基本的な構想を作成する予定であると聞いてございます。いずれにいたしましても、現在下水道都市計画決定区域外でありますので、今後下水道などのインフラ整備が基本構想でどのように位置づけられるか、それらの動向を注視し、進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道使用料の値上げの影響と現状の関係でございますが、使用料の改定につきましては、平成21年12月の議会におきまして、下水道条例の改定のご議決をいただき、本年の5月分から新たな料金により徴収を行っているところでございます。使用料の改定に伴いまして、その影響ということでございますが、今年度も既に上半期が過ぎまして、改定後2カ月に1回の請求を数回実施しているわけでございます。改定による問い合わせにつきましては、料金改定のお知らせをした当初は問い合わせが30件ほどあり、当初でありましたので、なぜこんな状況下で上げるのかなどのおしかりのご意見が多く寄せられました。改定し、料金を徴収し始めた5月から11月までにつきましては、15件の問い合わせになってございます。問い合わせの内容は、下水量を多く流す、排水する、いわゆる有収水量の多く使用する方から、高くなった

のはなぜかとか、料金値上げ前にもっと無駄をなくしてから料金改定を行うべきだなどの意見もありました。中にはご理解いただけない方もおりましたが、ほとんどの方にはご理解をいただいております。

改定後の収納状況について申し上げますと、昨年との比較では、現在のところ年度当初の改定前の使用料が含まれており、不確かではございますが、10月末現在で約26%の増となってございます。個別に比較いたしますと、8月、9月が前年度に比べ30%を超えておりますが、ことしの猛暑などの影響で使用水量が増加した傾向が見られております。いずれにいたしましても、現在は年度の途中であり、結果が出ますのは22年度の決算時となりますので、組合として徴収につきましては今まで以上に努力するとともに、ご意見に対しましては真摯に受けとめ、ご理解をいただくよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○加藤則夫議長 5番、山中基充議員。
- ○5番(山中基充議員) 5番、山中基充でございます。ご丁寧な答弁、ありがとうございました。沼津市「トダ」と読みましたけれども、漢字にすれば同じですが、「ヘタ」浄化センターということで、議事録に変わりはないと思いますけれども、一応おわびと訂正をさせていただきます。

まず、大きな1番としまして、今後の更新についてですけれども、当下水道組合といたしましては、先ほどの脱水機のときの説明にもございましたけれども、北坂戸処理場から石井の処理場まで、バイパスをつくられて、いざというときはそちらに流せるように事業が継続できるような形でとらえております。方向性としては、将来は石井水処理場のほうに統合されるのかとか、まだその辺は決まっていないと思うのですけれども、そして更新施設等もなかなか難しいということで、今後の方向性がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

汚泥のコンポスト化については、全国初といいますか、取り組みを当組合で行おうとした経緯、お伺いいたしまして、非常に興味深かったわけですけれども、こういったことに関しましては、なかなか環境という面に関しては、聞こえはいいのですけれども、伺ったところの今回の視察先では、結局好評な部分もあるけれども、コスト面も考えて、やめざるを得なかったということもありますので、またセメント化等の新たな取り組みもございますので、そこら辺はまた慎重にお考えいただいて、取り組まれていただくように、こちらは要望させていただきます。

また、膜分離活性汚泥法については、堺市がいよいよ当組合でも参考になるような具体的な、割と大きい流量でも行うものができるという、こういった先進事例に触れるということも、我々組合議員としても大変有意義なものでありまして、今回の視察に関して学んだことは大きかったのかなというふうに改めて感じているところでございまして、今後とも注視をしていただきたいということで、こちらもご要望ということで済ませていただきます。

あと、次に下水道計画についてですけれども、西坂戸の分がどうしても今の状況だと計画どおりは厳しいというお話でございました。それだけではないかもしれませんけれども、今後鶴ヶ島市でもいろんな課題を抱えておりますし、坂戸市に関しましてもそういった課題を抱えているわけですけれども、これらのことに対しては、次期の計画への影響について、わかる範囲でお伺いをさせていただきたいと思います。

最後に、下水道料金の改定に関しましては、かなりおしかりのお問い合わせが多かったと。実際徴収が あったときには、使って気づいて苦情も多かったということで、組合の大変苦労が見えるわけですけれど も、なぜ上げたのだという今回質問ではございませんで、もともと上げた際には、使用料に関しましては使用者から、使用量の、使用したし尿の処理に関しては使用料で、そして設備等は社会的なインフラということで、ある意味税金を投入してということでやってきて、実際の使用しているし尿の処理に関しては、50%から60%しか実際使用料は充てていなかったのが今回80%に充てるということで、議会としてもある意味英断をさせていただいたわけですけれども、実際にはこれを100%に、本来であれば持っていかなくてはいけないということもございまして、それをある意味避けていた形で13年間なかなか値上げができなかったわけですけれども、こういった中で今後の、これから徴収の結果というのも来年度の決算に出てくると思っておりますが、さらに流れとしては上げていかなくてはいけないという現実を市民の皆さんに、利用者の皆さんに知らしめていく努力も含めて今後の見通しについてお伺いをさせていただきたいと思います。

- ○加藤則夫議長 金子事務局長。
- ○金子久夫事務局長 それでは、山中議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の北坂戸の関係の更新の関係あるいは1つに、石井との統合の関係でございますが、現在基本的には北坂戸水処理センターをある程度直していきながら、財政の問題もございますので、最終的には1つにするのが一番いい方法だとは考えておりますが、それらも含めまして今後、来年度にその辺の検討をさせていただければと考えております。北坂戸もかなり古くなっておりまして、それらも含めたトータル的なコストを考えながら考えていきたいと。それと、現在かなり原単位といいまして、1人当たりの使用する量が計画時に対しまして大分減ってございますので、基本的には石井水処理センターの当時の計画以内でできる公算もありますので、それらを踏まえて、財政的なことも検討しながら考えていきたいと考えております。

続いて、西坂戸の関係がほかの事業へ影響しないかということでございますが、次期事業認可拡大に対しましては、これらの点を整理し、事業の整合性をとりまして、平成26年度以降の新事業を事業認可の拡大に向けて、財政状況もございますので、構成市と十分調整し、検討を行い、このことがほかの事業の進捗に影響を与えないよう極力努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、今回の使用料を値上げした関係でございます。今回の改正につきましては、ご存じのとおり健全な下水道経営を行うため、下水道使用料の対象経費に対し、資本費であります公債費の元利償還金の3割を公費から支出することとして、残りの資本費と使用料を対象経費としての維持管理費全額に対しまして8割を回収できるようご議決を賜りました。しかし、経営的にはまだまだでございます。今後業務の効率化や事業のコスト削減、徹底した光熱費等の縮減により、経費削減を行い、さらに接続率を向上させることによりまして、健全な下水道経営を進めていく必要があると考えてございます。また、今後につきましては、13年間下水道使用料の改定を行わなかった過去を踏まえまして、下水道使用料の審議を行う条例の制定を提案させていただき、市民等を交えた審議会組織を立ち上げ、定期的に使用料改定が必要かどうかの答申をいただくことにより、下水道の健全経営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔「了解」の声〕

○加藤則夫議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

 $- \diamond -$ 

#### ◎議長のあいさつ

○加藤則夫議長 以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、付託されました専決処分の承認のほか議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なご結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、審議に当たりましては、伊利管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意を持って審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、年末を迎え、議員各位におかれましては、時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

**----** ♦ -

#### ◎管理者のあいさつ

- ○加藤則夫議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。 伊利管理者。
- ○**伊利 仁管理者** それでは、議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさ つを申し上げます。

本日は、平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会を早朝よりご参集を賜りまして、ご提案申し上げました案件、慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりの承認、可決というありがたいご議決をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、ご審査の過程等におきまして、貴重なご示唆も賜ったわけであります。もとより私ども議会の意を最大限に尊重いたしまして、今後とも施設の安定的な運営管理はもとよりのこと、下水道事業の促進に 鋭意努力をしてまいりますので、変わらざるご指導を賜りますようにお願い申し上げる次第でございます。

本年も年の瀬、大詰めを迎えたわけでございますが、本組合を初め両市におきましても、平成22年度の予算編成の大詰めに入っておるわけでございます。財政的には、いずれも極めて厳しい状況下には変わりはございませんが、来るべき年が希望を持って迎えられますように、私どもも最大限の努力を傾注してまいりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、議員各位におかれましては、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますようご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

(午前11時01分)

○加藤則夫議長 これをもちまして、平成22年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、 閉会といたします。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 月 日

議			長	加	藤	則	夫
署	名	議	員	神	田	久	純
署	名	議	員	藤	原	建	志